

栗東市地方創生懇談会設置要綱

(設置目的)

第1条 栗東市人口ビジョン及び栗東市総合戦略の策定及び進行管理にあたり、本市が将来に亘り活力ある地域社会を維持、発展させるために必要な方向性や、具体的な取組みの内容等について、市民、各種団体等からの多様な意見を反映させることを目的として、栗東市地方創生懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 懇談会の所管事項は、次に掲げる項目とする。

- (1) 栗東市人口ビジョン及び栗東市総合戦略に盛り込むべき内容について検討を行い、意見を述べること。
- (2) 栗東市人口ビジョン及び栗東市総合戦略の進捗状況に関する審議を行い、意見を述べること。

(委員)

第3条 懇談会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定めるところにより市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者。
- (2) 企業、団体等に属する者。
- (3) その他市長が必要と認める者。

(任期)

第4条 前条に定める委員の任期は、委嘱の日から当該年度の翌年度の3月末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

(関係人の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第8条 懇談会の事務局は、政策推進部地方創生企画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。